

特集 原子力災害補償

国際原子力機関の原子力災害

- 補償問題に関する活動について…金沢良雄
 原子力災害補償立法上の問題点……加藤一郎
 アメリカ原子力災害補償法制の問題点
 ——プライス・アンダーソン修正法
 を中心に——…下山俊次

原子力船の船主責任について

- その責任制度・その保険または
 国家補償——…真崎 勝
 原子力保険の現段階と原子力
 賠償責任保険約款について……長崎正造

国際原子力機関の原子力災害

補償問題に関する活動について

金 沢 良 雄

— 専門家会議の開催

最近、原子力の平和利用の促進とともに、万一大事事故が発生した場合に、第三者（公衆）の損害を、どのようにして填補すべきかが、問題となっている。いわゆる原子力災害補償問題である。そして、この点については、公衆の保護と原子力の平和利用の促進という二大目的に照して、各国でも、特別の立法活動が進められるようになってきた。すでに、アメリカでは一九五七年にプライス・アンダーソン法（原子力法改正）が成立し、最近では、イギリスでもこの点に関する法律が成立し、また、ドイツ、スイスなどでも法案が準備され、日本もまた、目下、原子力損害賠償保障法案の立案が進められている。

ところで、原子力災害補償問題は、單に、一国の問題にとどまることなく、国際的に波及する可能性をもつていて、一国にある原子炉が事故を起した場合に、その被害が他国に及ぶことが予想されることは、ヨーロッパのように多くの国が密集している場合は、なおさら三者（公衆）の損害を、どのようにして填補すべきかが、問題となっている。いわゆる原子力災害補償問題である。そして、この点については、公衆の保護と原子力の平和利用の促進という二大目的に照して、各国でも、特別の立法活動が進められるようになってきた。すでに、アメリカでは一九五七年にプライス・アンダーソン法（原子力法改正）が成立し、最近では、イギリスでもこの点に関する法律が成立し、また、ドイツ、スイスなどでも法案が準備され、日本もまた、目下、原子力損害賠償保障法案の立案が進められている。

しかし、原子力災害補償問題が国際的に波及することは、なにも、地理的、立地的条件によるとは、かぎらない。国際通商においても、いえることである。核燃料や原子力施設等を外国から供給される場合、あるいは、核燃料・使用済み燃料等が輸送される場合などには、やはり、国際的な問題を生ずるのである。

そこで、原子力災害補償問題は、国際的にも解決する途を開いておくことが望ましく、また、必要ともなってくる。この点につき、歐州経済協力機構、ユーラ

ーのことは、ヨーロッパのように多くの国が密集している場合は、なおさら三者（公衆）の損害を、どのようにして填補すべきかが、問題となっている。いわゆる原子力災害補償問題である。そして、この点については、公衆の保護と原子力の平和利用の促進という二大目的に照して、各国でも、特別の立法活動が進められるようになってきた。すでに、アメリカでは一九五七年にプライス・アンダーソン法（原子力法改正）が成立し、最近では、イギリスでもこの点に関する法律が成立し、また、ドイツ、スイスなどでも法案が準備され、日本もまた、目下、原子力損害賠償保障法案の立案が進められている。

しかし、原子力災害補償問題が国際的に波及することは、なにも、地理的、立地的条件によるとは、かぎらない。国際通商においても、いえることである。核燃料や原子力施設等を外国から供給される場合、あるいは、核燃料・使用済み燃料等が輸送される場合などには、やはり、国際的な問題を生ずるのである。

そこで、原子力災害補償問題は、国際的にも解決する途を開いておくことが望ましく、また、必要ともなってくる。この点につき、歐州経済協力機構、ユーラ

トムなどの地域的な国際機関が、条約草案の準備を進めているが、国際原子力機関もまた、より広い立場で、条約草案を立案中である。本稿では、この点に関する国際原子力機関の活動について述べることとする。

シユリスト

民事責任の最小限度の統一法案を準備しよう。

この仕事は
かなどすし不容易な仕事
ではない。一般的に法系や利害関係を異
にしている諸国に公約数を求めようとす
ることだからである。また、具体的に、

開拓するが、何事かは、少しも日本政府の政治活動を行つてゐる国々についても、その規制の仕方は、からならずしも、同様ではない。こうした事情のなかで、しかも、いまだ根強い存在を主張している各国の主権を前提として、共通の場を見出すことは、かなり骨の折れる仕事にちがいない。しかし、ともかくも、本年八月の第三回の会議では、何とか、一応の構想をまとめるところまでこぎつけた。今日では、いまだ、その全體につき詳細に述べるべき段階ではないと思われるが、つまには、重要な点につきその基本的な考え方方にについて述べることとしよう。

← 第二章

草案では、無過失責任（あるいは厳格責任 strict liability）の原則が採用されている。これば、不法行為論における最近の趨勢からも、また、とくに、原子力平和利用そのものが、本来、危険な性質をともなっていることからみても、尤もなことである。しかし、このことは、因果関係の立証を必要とするものではないと考えるべきである。

(二) 免責事由

草案は、(1) 戦争、侵略、内乱又は、暴

二
条約草案の構想

国際原子力機関の三回にわたる専門家会議では、条約草案の原案は、多くの点につき、かなりの修正が行われてきた。その内容は、定義規定をはじめ、責任の原則その他実質的な賠償責任に関する規定、国家の補完的責任などを中心とし、さらに、裁判管轄、適用法律、その他一般的な規定に及んでいく。ここでは、主

草案は、(1) 戦争、侵略、内乱又は、暴動、(2) 予見がしがたい自然的災害であつて例外的性質のものによる事故についてのみ、免責を認めている。したがつて、これら以上に免責事由を認めることはできないこととされている。この点については、いやしくも厳格責任主義（きごくじそん）をとる以上は、免責事由をなくしてしまふべきであるとの主張がありうるのであって（例えは、西ドイツの草案）、現に会議でもそうした主張が行われた。そのような立場からすれば

(三) 責任制限

ば、この草案でも、なまぬるいといふことは、この立場である。しかし、加盟国は、こゝで決められるべき制限責任額を超えて、国内法で責任額を決めることは自由である。責任額を確保するためには、後述するように一定の賠償措置を保持しなければならないこととなるのであり、それは、原則として、原子力責任保険に付保する方法が予想されるのであるが、国によつては、保険の引受け能力に差異もあることであるから、国によつては、責任額を、条約で定められるよりも以上に決めることが可能となるからである。また、加盟国は、条約で定められるべき責任額よりも低くその額を国内法で定めることもできる。しかし、この場合は、その国ができる。そのための義務を負うものとされる。つまり、原子力損害は、条

(三) 責任制限

草案は、責任額の制限を設けることとしている。これは、一つには、無過失責任（厳格責任）を採用することとの均衡上、今一つには、原子力産業を保護する立場から考えられることがある。しかし、草案は、その制限責任額を、具体的にいくらにするかについては、されていない。その類は、専門家会議の段階で決めることは、困難と考えられるのであり、それは、将来、政府間の協議の段階に委ねられている。しかし、ともかく子力施設の運営者）によるか、国自身によるか、いずれかによって填補されるという仕組である。このようにすることによって、制限責任額の決定について各國の自主性を尊重し、彈力性を与えるとともに、各国間に生ずべき不均衡を最小限度に調整し、統一しようとすることが意图されているのである。

が採用している方式である。前者は、イギリス法による立場である。前者は、イギリス法が採用している方式である。一施設が採用している方式であり、後者はアメリカ法が採用している方式である。一施設当たりの額というものは、一つの原子力施設について生すべき数回の事故による損害を賠償する制限額という意である。理論的には、後者のほうがずっと大きいとされている。というのは、前者的な場合は、一回目の事故による損害を賠償する制限額が支払われた場合には、制限額がそれだけ減少し、二回目の事故に対する賠償額が不十分となることが予想されるからである。しかし、実際問題としては、原子力責任保険では、保険金額の復元が望ましくないといわれており、また、原子力損害の特性（とくに後発性）のために、一回目の事故と二回目の事故が発生した場合に、損害が、そのいずれの事故に起因したものであるかを立証することが、きわめて困難となることが予想される。このように考えると、むしろ、一施設当たりの方式をとったほうが実際には都合がよいともいえよう。草案は、最初は、一事故当たりの方式を採用していたのであるが、その後の検討の結果、原則としては、一施設当たりの方式を採用することとし、さらに、これに代って、または、これと併せて、一事故当たりの方式をとってもよいこととしている。かくて、

草案は、イギリス方式とアメリカ方式との調整をはかったものといえる。なお、一施設当りの方式を探る場合についても、一定の期間に対する制限責任額としておかなければ、後の事故になればなるほど、損害賠償を受けられなくなる危険もあるので、草案ではその期間を一年としている。そして、実際には、この一年の間に、責任者（原子力施設の運営者）と保険会社との間で保険契約についての交渉があるたに行われることがふくらみとされている。なお、制限責任額は、一施設当りの場合のほうが、一事故当りの場合よりも高く決められることは、いうまでもない。

(四) 賠償措置

原子力施設の運営者は、上述した制限責任額の限度に対し、適当な賠償措置（financial security）を保持しなければならないとされてくる。

この賠償措置は、事故が発生し、損害が生じた場合に、その賠償を十分になしにするだけの用意を事前にそなえておくためのものである。

この賠償措置の種類や条件については、各国に委ねられている。それは、おもろく、原子力責任保険が中心となるが、あろうが、その他、銀行の保証、政府の保証なども考えられてよい。加盟国は、前述の制限責任額よりも低い限度の賠償

(五)賠償責任者・責任集約

措置を決めるものであります。その場合、は、その差額は、その国が負担しなければならないのである。これも、賠償措置の決定につき彈力性を与えるとともに、最小限度の保護を国際的に確保しようという意図にはかならない。

事故が発生したかを究明することなく、直接、運営者にかかるてゆけるという利益がある。その二は、原子力責任保険に関する点である。供給者等も、いつ責任が問われるかわからないということになると、これらの者もまた、原子力責任保険に付保することになるであろう。そうだとすると、保険料の累積を生じて、コストを高くすることとなり、また、保険手続の煩雑化が予想される。その三は、最も実質的な理由であり、今日の段階では、原子力関係産業の保護育成をはかるため、供給者の責任をできるだけ軽くすることが望ましい、そうでないと、原子力関係産業の国際的な発展は期待できないとする考え方である。

草案が、責任集中主義を採用していることについても、これらの事情が考えられるからである。ただ、草案は責任集中について、例外を認めている。それは、制限責任額及び賠償措置が、すべての責任ある者（したがって、運営者のみならず供給者等）をカバーするように国内法で定められている場合は、運営者以外の者（供給者等）にも責任を負わせることができるとしていることである。これは、アメリカのブライス＝アンダーソン法のとっている方法であり、草案が、このような方法を認めたこととしたものにはかならない。しかし、この方法は、実質的には、あまり責任集中主義と異らないと

リスト

1959.11.15 (No. 190)

もいえる。というのは、供給者等の責任は、制限責任額及び賠償措置でカバーされるからである。

責任集中の方式の採用については、上述のような理由があるとしても、他方では、それでは、供給者側は、あまりにもむしろがよすぎるという意見が生ずるのも、無理のないことであろう。とくに、原子力関係産業における後進国の立場からは、そのような見方が生ずる（わが国の原子力に関する国際協定や国際契約につき、いわゆる「免責条項」が問題とされたのも、この意味で理解される。「免責条項」は、契約を通じて、実質的にはこの責任集中を達成することになるからである）。したがって、責任集中について、責任集中にては、先進国と後進国との間で賛否両論がたたかわされるのも当然である。専門家会議においても、この点が、一つの大きな問題点となつたことも事実である。

ところで、責任集中については、同時に、運営者の供給者等に対する求償権が問題となる。被書第三者に対する関係では、運営者が賠償責任に当るとしても、供給者と運営者との関係では、もし、供給者に故意過失がある場合には、運営者に対する求償権を認めてよいのではないか、という見方もでてくるのである。このような方法をとれば、被書公衆の利益、すなわち、誰の故意過失に因

つて事故が発生したかを突明することなく、直接運営者にかかるゆけるという利益は確保される。しかし、供給者等は、求償を受けるかも知れないという危険に対して、やはり、責任保険をかけねばならないだろうから、この点では、責任集中を認めない場合と同じ結果になる。供給者等の原子力関係産業の保護育成にかけるという点でも、責任集中を認めない場合と同様である。したがって、この求償権をめぐってもまた、賛否両論がたたかわされることとなる。専門家会議においても、そうであった。そして、この点については、結局、いわば、原子力関係産業の先進国側と後進国側との意見が対立する形となり、二つの案が併存せざるを得ないのである。

その一は、求償権は、(1)供給者等が契約によって受けた場合、又は、(2)事故が故意によって生じた場合に限って認められるとするものであり、これはいうまでもなく、先進国側の支持するものである。その二は、供給者等に過失があった場合には、運営者のこれらの者に対する求償権を認めるというものであり、主として後進国側によって支持されるものである。

草案は、核損害の意義を、電離放射線の解放をふくむ出来事又は状態の電離放射線、又は、有害性、爆発性もしくはその他の災害的効果によって生じた死亡、人体傷害、財産(property)の喪失又は損傷と定めている。そして、このような損害が賠償の対象となるのである。これに關しては、二つの点が注目される。一は、あまり大した実益がないともいえる。というのは、供給者の過失の場合につき求償権を認めるとしても、その場

合は、運営者も供給者も、責任保険をつけるであろうから、運営者があつている損害は、一般的の民事責任によって解決されない——したがって、そのような損害は、一般的の民事責任によって解決されない——ということである。このようにやや詳細に定めているのは、この条約によって保護されるべき特別の損害のための保険会社が保険金を支払うわけであり、結局、実質的には、保険会社間の問題となってしまうわけである。このようにみると、求償権を認めるべきであるといふ張も、実質的には、空念仏化するおそれがないともいえない。そうだとすれば、むしろ、この問題は、当事者（運営者と供給者等）との間の契約にまかせることがないようにするためである。ただ、一つの事故について放射線による損害か爆発による損害かを判定することは、ときに、困難な問題となるから、この限りでは、一様に、「核損害」として、この条約の保護をうけることにしているのである。

結局、問題は、原子力関係産業の市場のあり方の如何によって、おのずから落着くところに落着くとみたほうがよいのかも知れない。

その二は、損害を、死」、人体傷害、財産の喪失又は損害という、いわば、直接的損害に限定しているということである。このことは、その反面、例ええば、精神的損害、休業、利益の喪失等いわば間接的損害をふくまないことを意味する。

ただ、これらの間接的損害も、国内法でふくませることは認められている。しかし、もし、国内法でふくませない場合は、以上の直接的損害に限られてしまうわけである。

このように損害を限定したのは、できだけ、直接的損害を、この条約によって、特に保護しようという実質的な理由と、今一つには、保険側の要請とによつたものと考えてよいであろう。

時效については、損害及びその原因を確知したとき、又は確知しうべきときから適当な期間を定めることができるとされているほか、事故が発生してから最小限度一〇年の期間を定めることができるとしている。事故発生から一〇年といふことは、原子力災害の後発生を考えると、かなりずしも適当な期間ではないともいえる。むしろ、一〇年以後にも症状があらわれることもあるう。しかし、保険の立場、損害賠償基金の配分などを考慮すると、最小限度の国際的基準としては、この程度が妥当ではないかと考えられる。

(七)

しかし、例えば、漁業に対する損害が予想されうるのであって、しかも、漁業の場合には、利益の喪失が大きな問題となるのであるが、これは、この条約によつては保護をうけないこととなる（外国の国内法で間接損害をふくまないとする場合に、その外国の責任者によつて漁業上の損害を受けた場合を考えればよい）。少くとも、わが国の民法や鉱業法の立場からみれば、相当因果関係のある限り、直接損害たると間接損害たるとを問わず、同様に保護されて然るべきものとも思われる。

(八) 輸送に関する責任

草案は、輸送に関する責任についても定めている。その基本的な考え方方は、輸送についても、原則として運営者への責任集中の方式をとっていることである。草案は、まず核輸送貨物（nuclear segmentation）の意義をあきらかにし、それは、陸・海・空又はこれらの併合による輸送における核災害物質のすべての輸送貨物であり、それは、発送される原子力施設で積荷された時から受領される原子力施設で荷卸しされる時までの間を一つの単位として一括して考えられる。そしてこの間ににおける輸送貨物による損害についての責任は、原則として、受領側の原子力施設の運営者が負うものとされ

運送人が責任を負担すべきであるとの強力な主張が一部に行われた。この問題は、海運国とそうでない国、あるいは、保険側と海運側など、各種の利害のからみ合う問題であろう。が、結局、草案では、前述した責任集中の方式が、輸送についても、原則的に採用されているのである。ただ、一部の主張として、国内法で、原子力施設の運営者以外の者（したがって運送人等）を、核輸送貨物については、運送人とみなすことを定めることができる途を開くことが提案されている。また、主として後進国側の主張としては、運送者の供給者に対する求償権の場合と同様に、運送人に過失ある場合には、運送者は運送人に対し求償できることにしようという提案もなされているのである。

む
す
び

輸送に関する責任について、既存の国際条約等との関係もあり、妥当な解決は、可成り困難であることが予想された。したがって、この点に関しては、とくに、輸送に関する国際機関等の専門家の意見なども聴取することとなった。輸送関係側の主張は、核輸送貨物についての責任は運送人に負わすべきでない、ということに終始した。これに対しても、原子力施設の運営者は、輸送中の貨物については、これを、コントロールする範囲外におかれてしまうのであるから、責任を負うことは不当であり、やはり、

運送人が責任を負担すべきであるとの強力な主張が一部に行われた。この問題は、海運国とそうでない国、あるいは、保険側と海運側など、各種の利害のからみ合う問題である。が、結局、草案では、前述した責任集中の方式が、輸送についても、原則的に採用されているのである。ただ、一部の主張として、国内法は、原子力施設の運営者以外の者が、がって運送人等)を、核輸送貨物については、運送人とみなすことを定めることができる途を開くことが提案され、いたる。また、主として後進国側の主張としては、運営者は運送人に対する求償権の場合と同様に、運送人に過失ある場合には、運営者に對して求償ができるることにしようという提案もなされているのである。

形で残されることとなるであろう。そして、最後に、専門家会議としてまとめられた案は、国際原子力機関の事務総長に報告されることになっている。そして、その後、条約草案は、理事会にかけられ、さらに、政府間の国際会議にかけられる運びとなるであろう。したがって、この条約草案が、陽の日を見るのには、まだ時間がかかるであろう。

しかし、原子力の平和利用が日に日に促進されている今日、しかも、それが、国際的な規模で行われて、いる今日、すくなくとも、原子力災害補償についての最 小限度の国際的基準を制定しておくことは、公衆の保護と原子力平和利用の促進という二大目的のために、欠くことのできないものであろう。その場合、国際原 子力機関は、まさに、この使命を果すべ

国際原子力機関の原子力災害補償問題
に関する専門家会議は、すでに述べたよ
うに、三回にわたって開かれ、ほぼ最終
案ともいべき以上のような構想を盛つ

国際原子力機関の原子力災害補償問題に関する専門家会議は、すでに述べたように、三回にわたって開かれ、ほぼ最終案ともいいうべき以上のような構想を盛った条約草案にまでこぎつけた。しかし、この専門家会議は、その使命のすべてを果したのではない。なお、今後も、通信連絡の方法で、各委員の意見等が交換整理されることとなつている。また、どうしても意見の対立する部分は、選択案の

編集者附記　国際原子
会議には、日本から
長崎正造氏（東京海
企画室長）、第一回で
本稿筆者が出席した

編集者附記　国際原子力機関の専門家会議には、日本からは、第一回会議には長崎正道氏（東京海上火災保険株式会社企画室長）、第二回及び第三回会議には本稿著者が出席した。